

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

川北小学校12校舎棟他外壁改修その他工事監理業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 アイプラス設計事務所

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 アイプラス設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課  
(電話番号 06-6633-2355)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

南港桜小学校外壁改修その他工事監理業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 三弘建築事務所

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 三弘建築事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2355)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

歌島中学校外壁改修その他工事監理業務委託

### 2 契約の相手方

一級建築士事務所 Y S O K 建築工房 吉岡 康一

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

一級建築士事務所 Y S O K 建築工房 吉岡 康一は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課  
(電話番号 06-6633-2355)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

東淡路小学校南校舎棟増築その他工事－2 監理業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社真鍋建築設計事務所

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社真鍋建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ  
(電話番号 06-6208-9354)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

毛馬東住宅5～7号館昇降路増築工事設計業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 日匠設計

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、本設計業務委託についてプロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 日匠設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ（電話番号 06-6208-9445）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

信太山青少年野外活動センター体育館床改修その他工事外2件監理業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 真鍋建築設計事務所

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 真鍋建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課  
(電話番号 06-6633-2355)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

航空隊庁舎建設工事監理業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 梓設計

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 梓設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ

(電話番号 06-6208-9341)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪プール天井改修その他工事－2 監理業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 東畑建築事務所

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 東畑建築事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 (本庁)

(電話番号 06-6208-7875)



## 随意契約理由書

1 案件名称

波除小学校長寿命化改修設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社旭設備計画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社旭設備計画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2361)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

加島住宅15号館建設工事 設計業務委託

### 2 契約の相手方

(株) 小西設計

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、本設計業務委託についてプロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 小西設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ (電話番号 06-6208-9243)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

日之出第2住宅1号館解体撤去工事監理業務委託

## 2 契約の相手方

O. M. C. 企画 長谷邦弘

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

O. M. C. 企画 長谷邦弘 は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ  
(電話番号 06-6208-9247)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

(仮称) 長橋住宅建設工事外 1 件 設計業務委託

### 2 契約の相手方

(株) 坂倉建築研究所

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、本設計業務委託についてプロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 坂倉建築研究所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ (電話番号 06-6208-9243)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

上新庄住宅5号館解体撤去工事監理業務委託

## 2 契約の相手方

(株)土屋総合設計

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株)土屋総合設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ  
(電話番号 06-6208-9248)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

開平小学校外壁改修その他工事監理業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 真鍋建築設計事務所

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 真鍋建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2355)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

木川小学校11校舎棟外壁改修その他工事監理業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 莫建築事務所

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 莫建築事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課  
(電話番号 06-6633-2355)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

長吉長原北住宅1号館建設工事 設計業務委託

## 2 契約の相手方

(株) 日総建

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、本設計業務委託についてプロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 日総建は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ (電話番号 06-6208-9256)



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

鶴見住宅1・2号館外4件耐震改修その他工事 設計業務委託5

## 2 契約の相手方

全日本コンサルタント株式会社

## 3 随意契約理由

本設計業務は、鶴見住宅1・2号館、新森住宅1号館、鳴野住宅2・3号館、古市第2住宅1号館の耐震改修その他工事にかかる設計業務委託であり、鶴見住宅、鳴野住宅、古市第2住宅の耐震改修工事は発注済みである。今般、上記案件名称の外4件に含まれる「新森住宅1号館耐震改修工事」の発注に向けて見直し設計を行う。なお、上記業者は平成26年度に実施設計図面の作成及び積算業務（見積書の徴集を含む。）を行い完了している。

新森住宅1号館は、耐震改修工事と外壁改修工事を同時に行うものとして設計していたが、実施設計後、工事発注計画に変更が生じたことから、外壁改修工事のみを先行して行った。この度、耐震改修工事の発注にあたり、外壁改修工事を先行して行ったことによる改修範囲等の変更及び工事発注に伴う単価の見直しが生じることとなったため、発注に必要となる実施設計の見直し及び積算業務（見積書の徴集を含む。）を行う。

本業務は既に作成された実施設計図面を修正し、業務を行うこととなり、当初の設計業者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となる。また、全日本コンサルタント株式会社であれば、設計内容を熟知しており、図面及び積算データを保有しているため、これを活用することにより効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ(耐震化)

(電話番号 06-6208-9445)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

(仮称)小中一貫校(中之島西部地域)整備工事第2次設計変更設計業務委託

## 2 契約の相手方

(株)久米設計

## 3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、(株)久米設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているため、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ  
(電話番号 06 - 6208 - 9335)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

天王寺公園内慶沢園茶室（長生庵）耐震改修工事設計（建築・設備）業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 小笠原設計

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 小笠原設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ  
(電話番号 06-6208-9331)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

長吉六反東住宅39～43号館解体撤去工事他 1 件監理業務委託

## 2 契約の相手方

(株)アイプラス設計事務所

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株)アイプラス設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ

(電話番号 06-6208-9248)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

加美絹木住宅1～6号館解体撤去工事監理業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 藪内建築事務所

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 藪内建築事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ  
(電話番号 06-6208-9248)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

鶴町第2住宅5～8号館解体撤去工事監理業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 スペースクリエーション

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 スペースクリエーションは、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ  
(電話番号 06-6208-9248)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

高倉小学校長寿命化改修その他工事監理業務委託

## 2 契約の相手方

有限会社 徳山建築事務所

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

有限会社 徳山建築事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課  
(電話番号 06-6633-2355)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

もと中ふ頭駐車場外壁改修その他工事－2 監理業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 偕設計

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 偕設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2355)



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

新北野中学校フェンス改修工事監理業務委託

## 2 契約の相手方

一級建築士事務所 YSOK建築工房 吉岡 康一

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

一級建築士事務所 YSOK建築工房 吉岡 康一は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2355)